

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和4年7月26日
【ファンド名】	ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ- NM世界金融債券ファンド (Japan Offshore Fund Series - NM Global Financial Corporate Bond Fund)
【発行者名】	B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド (BNY Mellon International Management Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 スコット・レノン (Scott Lennon)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、 ジョージ・タウン、エルジン・アベニュー190、 ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, 190 Elgine Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

ジャパン・オフショア・ファンド・シリーズ - NM世界金融債券ファンド（Japan Offshore Fund Series - NM Global Financial Corporate Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の管理会社であるB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（BNY Mellon International Management Limited）（以下「管理会社」といいます。）および受託会社であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（FirstCarribean International Bank and Trust Company（Cayman） Limited）（以下「受託会社」といいます。）は、令和4年7月21日付でファンドの繰上償還を決定しました。これにより、ファンドは令和4年8月26日付で繰上償還されます。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

令和4年8月26日（繰上償還日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドは、その純資産総額が1,000万米ドル以下となり、管理会社がファンドの償還を決定した旨を書面により受託会社に対して通知した場合には償還される予定となっています。

今般、ファンドの純資産総額は2022年5月31日現在で1,000万米ドル未満となり、今後の増加は困難であると考えられます。ファンドの投資目的および投資方針にしたがった運用の継続は現実的ではなく、推奨されず、受益者の利益に反すると考えられます。

このような状況において、管理会社および受託会社は、ファンドを償還することを決定いたしました。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

令和4年7月21日付の書面により、日本における販売会社（ファンドの受益証券の登録受益者）に通知しました。

添付書類

1．在職証明

2．委任状